

○佐倉市立学童保育所設置及び管理等に関する条例（平成三年十二月二十五日条例二十八号）

新				旧			
<b>別表第1</b>				<b>別表</b>			
区分			利用料金の額（月額）	区分			保育料の額（月額）
1	午前8時から午後6時まで	8月以外の月	7,000円	1	午前8時から午後6時まで	8月以外の月	7,000円
		8月	10,000円			8月	10,000円
2	午前7時から午前8時まで	8月以外の月	500円	2	午前7時から午前8時まで	8月以外の月	500円
		8月	1,000円			8月	1,000円
3	午後6時から午後7時まで		1,000円	3	午後6時から午後7時まで		1,000円
注 2の項及び3の項については、1の項の時間帯と併せて利用する場合における加算額とする。				注 2の項及び3の項については、1の項の時間帯と併せて利用する場合における加算額とする。			
<b>別表第2</b>							
区分			利用料金の額（日額）				
放課後から午後7時まで（土曜日、学校の長期休業日、学校行事による代休日等を除く。）			500円				
午前7時から午後6時まで（土曜日に限る。）			1,000円				
午前7時から午後7時まで（学校の長期休業日、学校行事による代休日等に限る。）			1,000円				